

## 発達障害児・者支援に係る検討課題について

- 発達障害者圏域支援センターについて
- 事後支援（ペアトレ、SST）の普及及び  
専門職養成の方策について
- 学齢期支援について  
（相談支援、支援ファイル・移行支援シートの活用、放課後等  
デイサービスの質の向上等）
- 医療提供体制について

# 発達障害者圏域支援センターについて

## <現状>

- 各圏域支援センターにおける相談状況 別紙のとおり
- 各圏域支援センターの役割、実施内容(「課題と方向性」より)  
地域の中核的な相談支援機関として、圏域内のネットワークづくり、  
相談支援事業所の支援、困難ケース対応、就労支援等

## <課題>

- 母体となる施設等により、圏域支援センター毎の実施内容のバラツキ
- 相談対象者が成人中心となっており、学齢期の相談対応が十分でないとの意見
- 職員の異動等による、専門性の確保

## <検討事項等>

- 発達障害児(学齢期中心)への相談体制を強化する必要があるのではないか。  
→ 29年度から、府立こども発達支援センターにおいて、専門職による学齢期の児童を中心とした寄り添い型の相談支援を実施するための費用を予算化
- 現在の圏域支援センターについて、圏域毎に設置されている現状を踏まえながら、専門性の確保や、上記の発達障害児への相談体制強化の観点から、どのような設置が適当か。

# 事後支援(ペアトレ、SST)の普及及び 専門職養成の方策について

## <これまでの取組>

### 1 「発達障害専門職研修」の実施 平成25年度～ (研修受講状況 別紙)

#### 【対象】

- ・㉕～臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士を対象としたペアトレ、SSTの研修
- ・㉖～保健師、児童発達支援事業所等職員や教員、保育士等も対象に加える

#### 【目的】

- ・市町村事業に出講できる人材の養成
- ・SSTやペアトレを知ってもらい、日常業務で活用

### 2 専門職研修終了者を市町村事業へ出講できるシステムの確立

- ・研修終了者に意向調査を実施し、出講可能と申し出があった者を登録
- ・市町村からの専門職派遣依頼があれば、府から登録者に連絡

### 3 発達障害児早期療育支援事業補助金

- ・ペアトレ、SSTを実施した場合の市町村への財政援助(1/2補助)

### 4 市町村でSSTを行う場合の立ち上げ支援 平成26年度～

- ・市町村において年中児スクリーニングで早期発見された園児に対するSSTを立ち上げる際の財政的、技術的支援を実施(4市町で委託事業実施)

## <課題、29年度の取組>

### ○ ペアトレ、SSTの実施市町村数が伸びない

- ・SST ㉕ 5市町村 → ㉘ 8市町村
- ・ペアトレ ㉕ 12市町村 → ㉘ 13市町村

※府保健医療計画では、㉙に全市町村で実施するとの成果目標

### ○ 研修修了者:研修受講しても自施設でペアトレ、SSTを実践できないとの声

### ○ 専門職 病院勤務等の場合は市町村事業等への出講が困難

⇒ 29年度においては、過去に専門職研修を受講し、市町村事業へ出講可能とした者へのアンケート調査を実施予定

## <検討事項等>

- 実施市町村を増大に向け、どのような取組が必要か。
- 市町村以外(児童発達支援事業所等)において実践する、年中児スクリーニングの事後支援の実施状況の把握をどうするか。
- 30年度移行の専門職研修の実施内容はどうか。
  - 28年度から、研修受講者への他施設見学や意見交換など「アドバンス研修」を実施
  - 29年度においても、保護者を対象とするペアトレに代わり、支援者がこどもへの関わり方や配慮の方法を学ぶ間接支援の手法をとる「ティーチャートレーニング(TT)研修」を実施

# 学齡期支援について

(相談支援、支援ファイル・移行支援シートの活用、放課後等デイサービスの質の向上等)

## <これまでの取組等>

### 1. 発達障害者支援センター、圏域支援センターにおける相談支援の状況

- ・年齢別実人数は別紙のとおり
- 28年度における18歳以下の相談は全体の20.9%

### 2. 支援ファイル、移行支援シートの活用状況

- ・25年度に様式の見直し、記入例を作成
- ・普及状況 支援ファイル ㉔ 12市町村 → ㉘ 15市町村
- 移行支援シート ㉔ 19市町村 → ㉘ 24市町村

### 3. 放課後等デイサービスの質の向上

- ・24年度の児童福祉法改正以降、事業所数が増大  
H26.9 42事業所 → H29.6 86事業所(京都市を除く府内事業所、約3年間で倍増)
- ・発達障害専門職研修について、事業所職員も対象に実施  
㉖～㉘ 受講者数139名(児童発達支援事業所含む)

## <課題、29年度の取組>

- 発達障害者支援センター、圏域支援センターの相談が成人中心
- 支援ファイル、移行支援シートの作成に係る課題
  - ・関係機関との連携が不十分
  - ・保護者への理解、啓発を進める必要
  - ・配布しているが、すべてのケースについて学校に引き継がれていない。
- 放課後等デイサービス関係  
H29.4省令(条例)改正による、従事者要件の厳格化

## <検討事項等>

- 発達障害児(学齡期中心)への相談体制を強化する必要があるの  
はないか。  
→ 29年度から、府立こども発達支援センターにおいて、専門職による学齡期の児童を中心とした寄り  
添い型の相談支援を実施するための費用を予算化
- 支援ファイル、移行支援シートの活用など、学齡期への継続した支援を  
実施するための方策をどのように考えるか。  
クリーニングの事後支援の実施状況の把握をどうするか。

# 医療提供体制について

## <これまでの取組等>

- 府立こども発達支援センターの診療体制強化
  - ・平成25年度～若手小児科医を配置(H25.6～1名、H27.4～2名。各週1日勤務)
  - ・最初は指導医師の元で研修を受け、その後は独立して診察
  - ・平成29年度～常勤医師を増員(小児科)
- 府立舞鶴こども療育センターの支援拠点としての機能強化
  - ・平成28年4月センター移転と併せて、発達障害児への訓練、療育機能を充実
- 発達障害 医師向け研修の実施
  - ・発達障害を有する方を診療する機会のある医師に対し、日々の診療に活かしていただくことを目的に、発達障害に関する基礎的な知識や外来での対処方法等についての研修
  - ⑳ 58人、㉑ 74人が受研

## <課題、29年度の取組>

- 発達障害の診断、診察できる医師が少ない現状
  - ・日本発達障害診療医師名簿((一社)日本小児神経学科) 京都府内は14人
  - ㉒予算で発達障害診断医師養成事業を予算化。臨床も含めた専門的な研修を実施予定(実施に向け、医師会、京都市児童福祉センターと協議)
- 専門医療機関での初診待機期間が長期化
  - ・府立こども発達支援センター 約9ヶ月待ち(H29.2新聞報道)
  - ㉒期間短縮の取組に向けて実施
  - ・府立舞鶴こども療育センター 約5ヶ月待ち(H29.9時点)
  - ・H29.1.20総務省勧告
  - 「専門的医療機関の積極的な公表の促進」
  - 「専門的医療機関確保のための一層の取組」

## <検討事項等>

- 医師養成研修の実施方法等はどうか。  
(対象とする医師、対応いただきたい対象児、実施に向けた課題、経営面等)
- 初診待機期間の長期化への対応として、医療分野以外での取組可能なことは何か。  
→㉒予算「発達障害児初診待機半減事業」では、医療分野以外の対応として、相談対応(学齢期の相談対応の強化)や福祉施策(専門的な放課後等デイサービスによる受け皿整備)を実施